

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第161号

京都市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

京都市建築基準法施行細則の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「がけの地質、傾斜、高さ等の状況を明示した図書及び建築物の構造が安全上支障がないことを明示した」を「次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 建築基準条例第7条第1号の規定の適用を受けるとき 宅地造成等規制法第8条第1項又は都市計画法第29条第1項の規定による許可を受けたことを証する書面

イ 建築基準条例第7条第2号の規定の適用を受けるとき 省令第3条第1項の表1に掲げる図書（付近見取図又は配置図に明示すべき事項を省令第1条の3第1項の規定により添付する付近見取図又は配置図に明示した場合にあっては、付近見取図又は配置図を除く。）

ウ 建築基準条例第7条第3号の規定の適用を受けるとき 建築物の構造が安全上支障がないことを明示した図書

第10条第1項第4号中「含む。）」の右に「又は職住共存条例第4条第1項括弧書き」を加える。

第28条第1項を削り、同条第2項中「別表第5」を「別表第4」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「別表第5」を「別表第4」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 省令第5条第3項の規定により市長が定める書類は、別表第5に掲げる図

書その他市長が必要と認める図書とする。

第28条第4項を削り、同条第5項中「報告日」を「同項の規定による報告の日」に改め、同項を同条第4項とする。

第29条第1項を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同項第1号中「規定するエレベーター（」を「掲げる建築設備（エレベーターにあっては、」に改め、「設けられたもの」の右に「及び労働安全衛生法施行令第12条第6号に規定するもの」を加え、「及びエスカレーター」を削り、同項第2号中「前条第2項に規定する建築物に設ける」を削り、「又は」を「若しくは」に、「風道」を「風道」に、「並びに」を「又は」に、「及び」を「若しくは」に改め、「非常用の照明装置」の右に「であって、前条第1項に規定する市長が指定する建築物に設けるもの」を加え、同項第3号中「規定する乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの（一般交通の用に供するものを除く。）」を「掲げる昇降機」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項第1号中「又は第3号」を「に掲げる建築設備及び同項第3号」に改め、「建築設備及び」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 省令第6条第3項の規定により市長が定める書類は、別表第6に掲げる図書その他市長が必要と認める図書とする。

第29条第4項を削り、同条第5項中「報告日」を「同項の規定による報告の日」に改め、同項を同条第4項とする。

第30条を次のように改める。

(特殊建築物等の除却等の届出)

第30条 第28条第1項に規定する市長が指定する建築物の所有者（所有者と管理者が異なる場合にあつては、管理者。以下この条において同じ。）は、当該建築物を除却し、その用途を変更し、又はその使用を中止し、若しくは

再開するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。前条第1項第1号に掲げる建築設備又は同項第3号若しくは第4号に掲げる工作物の所有者が、当該建築設備又は工作物を廃止し、又はその運行を1月以上休止し、若しくは再開するときも、同様とする。

第38条の表中工事施工状況報告書の項及び定期報告書の項を次のように改める。

工事施工状況報告書	第27条関係	第16号様式
-----------	--------	--------

別表第4を削る。

別表第5病院又は診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る。）の項中「昭和57年」を「平成15年」に、「3月」を「9月」に改め、同表旅館又はホテルの項中「昭和56年」を「平成13年」に、「3月」を「9月」に改め、同表を別表第4とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第5（第28条関係）

図 書	明 示 す べ き 事 項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線及びその明示方法、敷地内における建築物の位置及び用途並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、壁の位置、開口部及び防火戸の位置、延焼のおそれがある部分の外壁及び軒裏の構造、防火区画及び隔壁の位置並びに非常口、非常用進入口及び避難施設の位置

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 病院若しくは診療所（患者を入院させるための施設があるものに限る。）又は旅館若しくはホテルに係る建築基準法第12条第1項の規定による報告で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の京都市建築基準法施行細則別表第5に掲げる報告の時期が到来したもののうち、施行日までに行われていないものについては、なお従前の例による。

(都市計画局建築指導部指導課)